

沿革

- 昭和51年 3月 国立職業リハビリテーションセンター設立準備調査研究会（労働省職業訓練局長委嘱）が「国立職業リハビリテーションセンターのマスタープランについて」を提出
- 昭和52年 1月 国立職業リハビリテーションセンター施設建築開始
3月 身体障害者雇用促進協会発足
- 昭和53年 3月 国立職業リハビリテーションセンター施設竣工
- 昭和54年 6月 労働省と身体障害者雇用促進協会との間で国立職業リハビリテーションセンター運営委託契約を締結
7月 職業訓練法に基づく「中央身体障害者職業訓練校」と雇用保険法に基づく労働者福祉施設としての「身体障害者職業指導センター」からなる「国立職業リハビリテーションセンター」発足
11月 第1回生入所(国立身体障害者リハビリテーションセンター経由による入所)
12月 開所式
- 昭和63年 4月 「身体障害者雇用促進法」が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改正され、「身体障害者雇用促進協会」が「日本障害者雇用促進協会」に名称変更され、「身体障害者職業指導センター」を「中央広域障害者職業センター」として規定、同協会による運営継続
- 平成 2年 4月 職業能力開発促進法の改正に伴い、実施訓練科名を変更
- 平成 2年11月 在職障害者を対象とする障害者能力開発セミナー開始
- 平成 5年 4月 職業能力開発促進法の改正に伴い、訓練科を統廃合
- 平成 6年10月 視覚障害者に対するアクセス指導を開始
- 平成10年 4月 知的障害者に対する職業リハビリテーションサービスの試行業務を開始（国立身体障害者リハビリテーションセンターを経由しない直接入所開始）
- 平成12年 4月 離転職して雇用保険を受給する身体障害者を対象とした短期課程の普通職業訓練を開始（以後平成15年度まで実施）
- 平成14年 4月 訓練科の統廃合並びに知的障害者、精神障害者及び高次脳機能障害者を対象とした職業訓練の開始
視覚障害者アクセスコースをOA事務科に設置
2年課程の訓練コース（メカトロニクスコース、システム開発コース）を設置
- 平成15年10月 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構設立、同機構による運営継続
- 平成16年 4月 国立身体障害者リハビリテーションセンター経由に加え、同センターの行方リハビリテーションを必要としない全ての身体障害者の受入れを本格的に開始、知的障害者を対象とした職業実務科の定員増、身体障害の一般求職者に対する6か月訓練コースの設置等、訓練コースを見直し
- 平成18年 4月 職業実務科においてホテルサービス実務コースの職業訓練を本格実施
- 平成18年12月 厚生労働省の要請に基づき、介助支援が必要な重度身体障害者の職業訓練を試行実施
- 平成19年 4月 視覚障害者アクセスコースの受入れ拡大
- 平成20年 4月 1年課程の訓練科（テクニカルオペレーション科、オフィスワーク科、メディアビジネス科）を設置
4月 職業訓練上特別な支援を要する障害者（特別支援障害者）の積極的な受入れ等を開始
10月 発達障害者に対する職業訓練を開始
- 平成21年 4月 企業連携職業訓練の開始
- 平成23年10月 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称変更、同機構による運営継続
- 平成26年 4月 特別支援障害者の範囲の見直し
- 平成27年 8月 職リハオープンキャンパスを開始
- 平成30年 4月 職業訓練部に導入訓練・技法普及課を設置
- 平成31年 3月 オフィスワーク科を廃科
- 令和 5年 4月 障害種別によらない訓練科・訓練コースの統廃合並びに全訓練生を対象とした職業適応支援の実施
オフィスワーク科、物流・資材管理科、アシスタントワーク科（短期課程1年）を設置
職域開発科・職業実務科を廃科、導入訓練・技法普及課を技法普及課に名称変更